

セルフプランで複数の障害児通所施設  
(児童発達支援・放課後等デイサービス)  
に通所されている方へ

事業所間連携加算の創設について

令和6年度より「事業所間連携加算」が創設されました。これは、セルフプランで複数事業所に通所されている場合に、適切なコーディネートを進める中核となる事業所が複数の事業所間で連携を図り、お子さまの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に事業所が請求できる加算となります。

セルフプランを作成し複数事業所を利用している方で、本加算の活用を希望される場合には別紙「事業所間連携加算確認書」に保護者署名と利用している事業所名（全て）を記載してください。市役所より、事業所に連絡をし、お子さまの支援の中核となる事業所（以下、「コア連携事業所」）の選定依頼を行います。コア連携事業所が決まりましたら、保護者の方へ受給者証とともに作成いただいたセルフプラン・事業所間連携加算確認書の写しを送付しますのでコア連携事業所となる事業所への提出をお願いいたします。

＜利用対象者の要件＞ ※以下の全てを満たす必要があります

- ①セルフプラン作成している方
- ②児童発達支援または放課後等デイサービスを2事業所以上利用している方

※児童発達支援・事業所+保育所等訪問支援・事業所や放課後等デイサービス・事業所+保育所等訪問支援・事業所は対象外です。

※注1：コア連携事業所の選定について

原則、一番利用頻度の高い事業所や上限管理を担っている事業所を優先に市よりコア連携事業所の引受依頼をさせていただきます。コア連携事業所の選定についてご希望の事業所がある場合には事前に担当者までご連絡ください。